

## 学研奈良登美ヶ丘駅西地区の基本方針

- 広告物の表示及びこれを掲出する物件の設置に関する基本構想
  - ・ 歩行者を意識した優しいまちづくりにふさわしい広告景観づくり  
市民が交流し、賑わいのある緑豊かな街並みとなるような広告景観づくりをめざす。  
地区計画で定める壁面後退ラインより突出して広告物を掲出せず、歩行者に圧迫感を与えないこと。
  - ・ 良好な沿道景観にふさわしい広告景観づくり  
街並みとの調和を意識したデザインとすること。  
できるだけ集合化しデザイン化を図ること。
  - ・ 周辺の住環境及び教育環境に配慮した広告景観づくり  
周辺の良好な住環境及び教育環境の保全に配慮したデザインとすること。  
周辺区域からの眺望を阻害する屋上広告物は設置しないこと。  
周辺の住宅地の良好な住環境に配慮し、住宅地側に広告物を設置しないこと

[指定年月日]平成22年3月2日

● 広告物及びこれを掲出する物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

地域及び場所		近隣商業地域		第1種住居地域
		300/80 25m 高度地区	200/80 20m 高度地区	200/60 15m 高度地区
種 別	全 告 告 物	1. 当該地区内に関する表示内容に限ること。ただし、駅、官公庁又は公共施設の案内のためのもの及び行政指導に基づくものを除く。 2. 自己外の広告物は設置しないこと。		
	照 明	1. 点滅しないものに限ること。 2. 動画等を表示するものは設置しないこと。イルミネーション、ネオンサインの設置については、デザイン化を図り、建物と調和を図ること。		
	色 彩	地色については、白、ベージュ、グレー、茶、紺、黒その他これに近い淡色若しくは壁面と同色とすること。		
	位 置	第1種低層住居専用地域側に掲出しないこと。		
屋上広告物		設置しないこと。		
壁面 広告物	全 体	できるだけ集合化しデザイン化を図ること。		
	壁 面 告 告 物	1. 壁面に直接ペイントするものは設置しないこと。 2. 4階以上に掲出するものについては、切り文字形式とすること。 3. 大きさ、設置高さ等は、建物と調和を図ること。		1. 壁面に直接ペイントするものは設置しないこと。 2. ひとつあたりの表示面積は、10平方センチメートル以下とし、他の広告物の表示面積を含め当該壁面の5分の1以下とする。 3. なるべく切り文字形式とすること。
		1. 枠付き広告幕は、イベント時のみの掲出とし、イベント終了後は速やかに撤去すること。 2. 窓のガラス面へは掲出しないこと。ただし、ガラスのデザインで表示するものやショーウィンドウは除く。		1. 枠付き広告幕は掲出しないこと。 2. 窓のガラス面及び内側からの掲出しないこと。
	突 出 告 告 物	1. 連続性や統一感を持たせ、デザイン化を図ること。 2. 大きさ、設置高さは、建物と調和を図ること。		
塀垣広告物		原則として設置しないこと。		
広 告 塔		1. できるだけ集合化しデザイン化を図ること。 2. 高さは8メートルまでとする。 3. 一基あたりの総表示面積は20平方メートル	1. できるだけ集合化しデザイン化を図ること。 2. 高さは6メートルまでとする。 3. 一基あたりの総表示面積は20平方メートル以下であって、かつ、1面の最高の面積は10平方メートル以下とする。	

	以下であって、かつ、 1面の最高の面積は10 平方メートル以下とす る。	
建植広告物 (広告板)	1. できるだけ集合化しデザイン化を図ること。 2. 一基あたりの総表示面積は10平方メートル以下とする。交通対策等に関するもので行政指導に基づくものは、別に協議すること。	
アーチ広告物	一般基準を遵守するこ と。	設置しないこと。
気球広告物 広告幕	イベント時のみ掲出とし、イベント終了後は速やかに撤去すること。ただし、祭典、縁日、臨時興行、大売出しのほか、地区内の住宅販売等の一時的なものに限る。	
電柱広告物 はり札 はり紙 立看板	設置しないこと。	

- 景観保全型広告整備地区に指定する土地の区域

